

## 大規模建築物協議についての概要（詳しくは「協議の手引き」による）

景観シュミレーション（景観影響予測）又は景観アセス（景観影響評価）を用いて協議を行う

### 内容等

1. 協議申請書の提出
2. 県庁景観形成室との協議。（規模により協議内容が異なる。） 協議書の提出。
3. 協議終了後 景観形成地区の届出書又は大規模建築物等の建築等届出書を届出（協議書の写しを添付図書として添付のこと）

### 協議が必要な行為（協議申請書等の提出が必要な行為）

兵庫県内で

- ① 高さ 31m を超える建築物・工作物（容積率 400% 以上の商業地域、近隣商業地域にあっては、60m）
- ② 延べ面積 15,000 m<sup>2</sup> を超える建築物・工作物（容積率 400% 以上の商業地域、近隣商業地域にあっては、30,000 m<sup>2</sup>）

の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替

外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更

※ 地区計画の区域内は、協議不要

※ 当該工作物が建築物等と一体となって設置される場合にはあっては、その高さが 20m を超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が 31m を超えるものが対象（容積率 400% 以上の商業地域、近隣商業地域にあっては、40m 超え 合計 60m 超え）

### 申請書類等

#### 1. 協議書申請書の提出

##### <提出時期>

景観形成地区の届出書（窓口：高砂市まちづくり部まちづくり推進課）又は大規模建築物等の建築等届出書（窓口：高砂市まちづくり部建築指導課）が提出される前。

##### <提出窓口>

- ① 高砂市まちづくり部まちづくり推進課 079-443-9033（景観形成地区内の場合）
- ② 高砂市まちづくり部建築指導課 079-443-9035（景観形成地区以外の場合）

##### <部数>

正本 1 部、副本 3 部

##### <添付書類等>

協議申請書		協議の手引き内の	様式
自己評価書		協議の手引き内の	様式
付近見取図	1/2500 以上	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	1/200 以上		
各階の平面図	1/200 以上		
各階の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩。壁面及び屋上の設備の位置	
主要部 2 面以上の断面図	1/200 以上		
外構平面図	1/200 以上		

敷地周辺状況カラー写真  
完成予想図カラー写真  
その他建築計画の分かるもの

## 2. 県庁景観形成室との協議

### <協議窓口>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室 078-362-9299

### <協議書>

協議が終了する際に協議書を2部作成し、兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室に提出。押印されて一部返却されるので、その写しを「景観形成地区の届出書」又は「大規模建築物等の建築等届出書」の届出に添付（届出書の添付書類の規定による。）

### <協議書の内容>

景観影響評価書（または景観影響予測）  
景観シュミレーションデータの記録された電子媒体（CD-R等）  
協議記録簿ほか協議の中で作成された資料等